

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず1つ目、スケートボードエリアの課題解決策について。事実経過の説明を求めて質問いたします。今年度の総務常任委員会の所管事務調査が5月8日に行われました。その中で教育委員会事務局から神岡町、古川町のスケートボードエリアについての課題が提示されました。内容はといいますと、神岡エリアは路面やフェンスを整備し、9月7日に開放したけれども全体に利用が芳しくなく、利用実態調査が必要であるとのことでした。古川エリアは、何と神岡エリアどころではありませんでした。エリア候補地である宮川河川敷のヘリポートは危険だからスケートボードエリアとしての利用は不可能だということです。まさに寝耳に水とはこのことです。なぜなら、昨年にはこの候補地は公になっておりまして、昨年の3月議会には一部予算がつき、事業概要には「検証結果を基に、市内2箇所にスケートボードエリアを整備するほか、次の候補地の選定を進めます。」とまで書いてあるのですから。

5月30日、総務常任委員会では管内視察を行い、神岡町、古川町双方のスケートボードエリアの現地確認に入りました。神岡町のエリアは路面を塗装して柵を取り付けたただけの中途半端な印象でしたし、古川町は候補地としていた宮川河川敷のヘリポート自体が緊急時の使用という目的上、ストッパーとなるフェンス設置が不可能で、もはや滑走は危険というマイナス物件でありました。確かに同じ河川敷の活用といっても、高山市の万人橋下にある高山市営スケートボードエリアとは面積も川までの空きスペースの規模も大きく違います。でも、厳しいことを言いますと、本来それらのデメリットにはもっと前に気づいて、市は方向転換しなければならなかったのではありませんか。それとも、デメリットに気づいていたけれども、それを承知の上で解決する手だてがあるから予算の執行に踏み切ったということでしょうか。ここにきて利用不可能だと言う。しかし、市民に公表して実証実験をし、設置を約束したスケートボードエリアなのですから諦めてはならないのです。これまでの経過も含めて市の認識を伺いたいと思います。

私の質問のポイントは1つです。解決策は出るのか。ぜひ解決策を出していただきたい。このことです。市としてどのような解決策を考えているのか伺います。いえ、代替地を必ず提示するということをお約束していただきたいと思います。青少年の利用を考えたときに、私は千代の松原公園や杉崎のわくわく広場など既設の公園に併設したほうが合理的。また、子供たちの青少年が寄ってくるエリアとしては本当に合理的だと考えていますが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それではスケートボードエリアの問題点とその解決策についてお答えいたします。

最初に、これまでのこれまでの経緯について簡単にご説明いたします。先に開催された東京オリンピックスケートボード競技で、日本人選手がメダルを獲得した大活躍をきっかけに、議員からもご質問をいただいたことも踏まえ、令和3年11月に市内小中学生へのスケートボードエリア

整備に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、4割を超える整備の希望があったことから、令和4年度に有識者の意見を参考に古川町、神岡町の各1か所で実証実験を行い、その結果を踏まえ令和5年度には古川町と神岡町にそれぞれ1か所ずつエリアとする候補地を決定いたしましたところですが、このうち神岡エリアについては、先日の総務常任委員会で現地視察をしていただきましたとおり、路面の整備とエリアを区切るフェンス設置を行い、一般開放を実施しているところです。管理者が常駐しないことから正確な利用人数は把握しておりませんが、中高生が利用されていることや、小さなお子さんの自転車練習の場所としても利用されているとの情報を得ており、子どもたちによる一定の利用がなされているものと認識しております。本年の4月には、改めて神岡町内の小中学校並びに高校へ当該エリアの利用をPRするチラシを配布しており、夏休み明けに利用者の声を聞くアンケート調査を実施する予定です。なお、このエリアについては駐車場としても使用される場所であるため、市ではセクションの設置は行っており、バンクなどのセクションが必要な方は自分で用意していただくようお願いをしているところです。

次に、古川町のエリア候補地としていた宮川河川敷については、令和5年度に河川占用の許可条件などを整理、確認した上で調整を行ったところですが、エリアと河川の境に縁石などがないため、場合によってはボードが川に転落する可能性が否定できないことや、エリア近くに大型の頭首工が設置されているなど安全にスケートボードを楽しむ場所としてはふさわしくないのではとの意見が出たことから、一旦計画を見直すこととなりました。このため、改めて新たな候補地を選定しているところですが、スケートボードが発する走行音や市有地での整備、主な使用者となる子供たちがアクセスしやすい場所などクリアすべき条件が多いため、代替エリアの選定が大幅に遅れており大変申し訳なく感じているところでございます。議員ご指摘のとおり、公園整備と併せたエリア整備ができれば理想的であると考えますが、スケートボードエリアが占める面積や公園のレイアウトを踏まえると、公園内でのエリア整備は難しいと考えております。現在、古川町内で新たな適地を見つけるため、これまでの条件の見直しを図る実証実験を行うことを考えており、市有地のアスファルト舗装の施設などから幾つかピックアップし、早急に候補地の調整を進めていきたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まずお聞きしたいのは、これまでヘリポートが候補地だというふうに議会にも説明がされました。3月議会に出されている「子ども達のスケートボードエリアの整備」の事業費は500万円予算がついておりますし、事業概要というところに、例えば神岡地区としては夕陽ヶ丘駐車場でやりますと。そのために必要なのは路面塗装整備、簡易フェンス設置、注意看板設置、この3つが書かれてあります。そして2つ目の古川地区ですけれども、場所は宮川河川敷（ヘリポート）。そして、その下に必要な整備としては注意看板設置。これしか書いてないんですよ。これはなぜなのでしょう。私が経過を知りたいというのがここなんです。ヘリポート、誰だって見たらすぐ分かります。ブーンと行ったらそのままずっと川に落ちてしまうようなエリアです。私たちも実際に管内視察で見ました。でも、それは当然そこに何かの手を加えてきちんと安全のように手だてを考えたから、このヘリポートを候補地にしたということではないんですか。教育委員会の

顔ぶれが変わったからですか、急にこれは危険で不可能ですとなるのは私たちは納得いきません。そこに何があったのか、きちんと説明をしていただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

ヘリポートの関係でございますが、県の古川土木事務所と改めて打ち合わせをしたところでございます。ヘリポートの使用上、構造物は建てられないということです。例えば、私どもは当時ここが堤防上ですというような注意看板なりを立てるという計画でありましたけれども、それすらできないということが分かりました。また、河川との境がないとか、頭首工というような近くに大きな取水口があることを踏まえて、不可能ではないんですけども、私どもとしてはここは危険の要素がありますので好ましくないのではないかとということで、一旦計画を見直したほうがいいのではないかと申し上げたところでありまして、不可能ではないかと思うんです。ただ、その辺の私どもの考え方に考慮するところがありまして、もう少し時間をいただくことと、もう1つ今考えていることは、走行音が前々から問題になっておりまして、先ほどの答弁で申し上げましたように走行音について市街地内でそういったことができるかどうかというところを探しておりまして、そこで実証実験をして時間帯とか使用時間のある程度決めることによって子供たちにより安全にスケートボードで遊んでもらう場所を見つけないかというふうにさせていただきたいと思うところでございます。

○13番（籠山恵美子）

まず最後のほうからですけど、滑走するときの音、スケートボードに限らず、例えばバスケットボールをやっている、野球のカーンというのをやっている、スポーツは音はするんですよ。スケートボードだけ無音でやれなんていうこと、そんなスポーツはないわけです。それから、先日高山市の河川敷のスケートボードのところを改めて見に行きました。お二人滑っておられました。舗装は特別な舗装でもなかったですけども、堤防から下がった河川敷という意味では条件は古川町と一緒にですけど、全然うるさいなんて思わないんですよ。川の音に紛れるぐらいです。でもそれは10人、20人と来たら分かりませんよ。でも、飛騨市が進めたことはスケートボードの特殊性、音が伴うものだということも含めて青少年にスケートボードがやれるエリアを保障しようということなのではないかなと思うんです。

私は何でかんでこのヘリポートでやってくださいと言っているのではないんです。ただ、それがこういうふうになっちゃった。それは以前ヘリポートを候補地にしたら、その調査が手薄だったのか。あるいは、所管事務調査のときにいただいた資料の中にも、教育委員会事務局長がおっしゃったことも書いてありますけど、まず消防本部では河川占用許可を受けているんですよ。ところが、河川管理者である古川土木事務所と改めて協議したらここは駄目だと。別途占用許可を受ける必要があるという回答でしたし、許可に当たっては増水時の対応とか落下防止策などの安全対策がなければ許可は難しいということですが、変更した理由は、結局はここですか。つまり最初に候補地と決めたときに消防本部が許可をくれたからいいのではないかと終わってしまったのか。そのときに河川管理者の古川土木事務所に許可の確認を取らなかったのか。これはやっぱり手抜きがあったのかもしれませんし、何かほかの事情があったのだとしたら、そこを私た

ち市民に分かるように経過を説明していただきたいということなんです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今議員おっしゃられましたように、その辺の1つ1つの確認というところで、確かに適切に対応していなく、いわゆる前のめりになってここがいいのではないかと。といいますのも、御存じのように古川町内で適切な場所ということは苦慮しておりまして、神岡町ですと道と道の間にちょっとくぼみがありまして、近くに人家はございますが、音が抜けるような構造で周りには拡散しないような環境になっておりますので実証実験を踏まえて一般開放に至ったんですけど、古川町にはなかなかそういう適地がないということもあって、次の代替地を見つけると同時にその辺のしっかりとした確認が取れず時間が経過したのではないかというふうに思っております。このことについては事務方の慎重な進め方でなかったところも否めませんので、私のほうからお詫びを申し上げたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

これから新しい候補地を見つけるに当たりましてぜひお願いしたいのは、音がしないところということで探したってその候補地はないと思いますよ。ある程度音がして当たり前なんです。ですけれども、全国的には舗装する材質、これが音を吸収するような材質を使ってエリアを舗装しているというところは幾つもあります。例えば国道41号を走っていても分かりますけど、古川町から国府町へ行くときに道路を走っていたって音の違うところがあるじゃないですか。があつと走ったと思ったら、すうっと車輪の音が抜けていく。この材質によって全然違うんですから、ぜひそのことも考慮していただいて、1日も早く青少年が喜んで滑れるような代替地を提供していただきたいと思います。これはよろしいですね。

それと、神岡町のスケートボードエリアのことですけれども、アンケートを取るというのはもっと利用度を高めるためなんではないでしょうか。アンケートを取った上で何をされようとしているのでしょうか。それと、斜面をつくったり、カーブをつくったり、あるいは鉄棒のようなポールを置いたりというセクションを自分でというんですけれども、小中学生が車にも乗れないのに例えばいちいち親御さんに協力をといたって夏休みのこれからは難しいと思います。そうすると、セクションを自分で持参してくださいというのは、やはり青少年の生涯スポーツを考える上では幾らなんでも手抜きではないでしょうかと思いますが、その辺りはどのように考えておられるのでしょうか。このままでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

まず代替地の件でございますが、先ほどの答弁にもありましたように今2～3か所候補地を選定いたしまして、まだ地元の区であるとか、土地の近辺に居住していらっしゃる方にはまだその旨を相談しておりませんので、そういった手順を踏まえながら実験をさせていただきたいなと思います。

おっしゃるように、音は確かに出るんです。今まで飛騨市文化交流センターでやっていると付

近から音がうるさいというようなこともありました。音がどれだけやかましくて迷惑なのかということの音の実験について、再度この代替地を見つける実証実験としてやらせていただきます。あとは使用時間ですね、例えばナイター照明はございませんので夜はできないんですけども、今、夜も暑いので窓とかを開けますと音が入りやすいものですから、たとえ駐車場等の明かりがあったとしてもそこではできませんというような、時間的な交通整理をして、子供たちにうまく使ってもらえるような代替地を見つけたいということで考えております。

また、アンケートにつきましては、私もあそこをよく通るんですけど、整備したときには結構利用される子供たちの姿を見かけたんですけど最近あまり見かけないものですから、改めてどういう要望があるのか、セクションについても要望があるのかも含めて。ただ、先ほども申し上げましたようにあそこは駐車場との併用でございますので、セクションの設置という部分は管理の問題もございます。例えば、市がそれを設置してそこで不運にもけがをされたとしても常駐の職員はおりませんので、そこら辺の管理責任みたいなこともございますので、そこは慎重に考えてまいりたいと思います。そのような目的のために声を聞くということで、もっとほかに模索できるようなところがないかを含めてアンケートを取って子供たちの声を聞きたいと考えております。

○13番（籠山恵美子）

ぜひお願いしたいと思いますし、神岡町のスケートボードエリアは塗装してあるので夏休みなんかは暑いと思います。一方で草が生えている斜面がありまして、そこには木があって木陰ができるところもありました。ああいうところを階段状につくって、そこで大人が子供の滑るところを眺めてみてもいいし、そこで涼んで休憩を取るということも必要だなと。ただ塗装してここで滑りなさいだけではもったいない、かわいそうだなという気がします。神岡町のあの場所はまだまだいろいろアレンジできる余裕がありますよね。うらやましいです。あそこをもっといいエリアにしていきたいなと思います。

2つ目に移ります。C o I U設立基金の計画変更による市の影響について伺います。

飛騨市内に2026年の4月、4年制私立大学の開学を目指す一般社団法人C o I U設立基金が、校舎建設の計画変更を去る5月1日に発表いたしました。校舎は建設せず、J R飛騨古川駅東に民間企業が建設予定の複合施設に入居し、キャンパスを置くといひます。また、町なかの古民家を活用するとも述べておりますが、全容が掴めません。しかし、市は大学設置への後方支援として市民の血税や寄附金などで幾つかの財政支援を用意しているわけです。ですから、議会が全容を把握しないではいいわけがありませんし、主権者である市民の皆さんに説明をして理解を得ることは必要だと考えます。そこで伺います。

まず1つ目、団体の計画変更は市が予定している寄附金などの給付目的に整合するかということです。市は2021年から企業版ふるさと納税の寄附メニューにC o I Uの設立支援を掲載して、これまで幾つか企業から寄附をいただいております。この寄附金の使い道は、大学建設用地へのアクセス道路の整備に充てることとしております。既に今、宮城町地内で拡幅改良工事が行われております。ですが、このC o I U設立基金という法人は5月1日に計画変更を発表しています。その計画変更によって校舎は設立しないことになりました。ということは、宮城町1号線、宮城町2号線は大学建設用地へのアクセス道路ではなくなったということです。目的を失った土地へ

のアクセス道路は、果たしてこの寄附金の対象となるのでしょうか。対象とすることは寄附金の目的外流用とならないのでしょうか。本来なら実費で賠償すべき事案ではないのでしょうか。このことについての市の見解をお聞かせください。

2つ目に、企業立地促進条例規定による助成金は目的を失うが、市はどう対応するのかについて伺います。企業立地促進条例による助成金は、大学設立のための土地取得に係る交付であります。常時雇用従業員数が5人以上の新設事業所、この場合は大学ですけれども、そして取得価格の100分の10以内で3億円が限度というのは交付要件ですけれども、宮城町の土地は計画変更によりその目的を失い、用途のない土地となります。よって、この助成金の対象にはなりません。市はこれに対して厳正な対応を取れるか伺います。

3つ目には、人の流れが変わり、まちづくりへの影響を市民にどう説明するか伺います。この計画変更によって、人の流れがさらに変わってくるものと予想されます。駅東から特別支援学校周辺の交通事情は明らかに変化するでしょうし、市のまちづくり、つまり都市計画に大きく影響すると考えられます。市はどのようなまちづくりを展望するのか、市民に説明が必要であると考えます。ぜひ見解をお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目の計画変更と企業版ふるさと納税の給付目的の整合について及び3点目のまちづくりの影響についての2点についてお答えをいたします。

1点目の「計画変更は、市が予定している寄附金などの給付目的に整合するか。」というご質問ですが、結論といたしましては整合しており、問題はないと考えております。

市に対する寄附金を財源としたC o I U設立基金に対する支援は、令和3年12月に制定した「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」及び「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例施行規則」並びに「飛騨市指定寄附金の募集に関する要綱」を根拠としております。条例におきましては、寄附金を寄附者が指定する使途に応じた施策の財源とすることを定め、規則及び要綱においては寄附の使途等を定めており、その使途の1つが飛騨市での私立大学の設置の支援事業となっております。このため、私立大学の設置支援事業のためにいただいた寄附金はそのためにのみ活用しなければならないこととされており、市としてはこれら例規上の規定に沿って寄附者の意向に従い、適正に支援を行っているところです。

さらに、支援の中身といたしましては、大学関連施設周辺における市道等の環境整備も含まれることが要綱上、明確に定められております。

今回は、まちなかの古民家を含むキャンパスのうち、その一部の設置箇所が宮城町から駅東の一角に変更となるとされておりますけれども、現時点で宮城町の土地がC o I U設立基金の所有であることに変わりはなく、将来的に大学の関連施設の用地として活用する方針であるとも表明されておられますので、宮城町周辺道路の整備に充当することは適正であるというふうに考えております。

続いて3点目のご質問に対してお答えをいたします。

大学の計画上の入学者定員は1学年120名であり、1年次は飛騨市のキャンパス中心に学びますけれども、2年時から4年次では全国各地の拠点に滞在して学びを進めることとなります。このため、飛騨市内に滞在する学生は1年次の120名が基本となりますが、市としては、この120名程度の学生が学ぶ場所が宮城町から駅東へと変更したことによって町なかの人の流れまで大きく変化するとは考えておりません。したがって、市といたしましては今回の計画変更が、まちづくり全体に大きな影響を及ぼすとは捉えていないところでございます。ただし、実際に大学が開学した際には、他の民間企業等が進出した場合と同様に交通事情や人の流れ、住民ニーズ等がどう変化していくかを都度検証し、市として柔軟に対応していくことが必要であると考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目の企業立地促進条例による土地取得の助成金対応についてお答えいたします。

飛騨市企業立地促進条例施行規則には「操業開始前5年以内に取得した土地」で、「当該事業所等の操業に必要なもの」と定められておりますので、古川町宮城町内に取得された土地が、取得後5年以内に校舎運営に使われないのであれば助成金の対象にはならないこととなります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず畑上部長の答弁から先にお聞きします。5年という縛りがありまして、5年の間更地のままだったら駄目ですよということですよ。（畑上商工観光部長「はい。」と呼ぶ）先ほどの森田企画部長の答弁とも関連しますが、例えばほかのところにこの法人が転売してしまうのではなくて、その土地をそのまま大学関連で活用しますというときに、その5年間の補償というのは何か文書を交わしたり、あるいは何に使うのかという問いかけみたいなものはちゃんとあるんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この宮城町地内の件につきましては、あくまでもそこに何か構造物を建てられたりするような計画ができまして、それに対して申請が出てきて、申請どおりに何か構造物が建ったことを確認して補助金の執行がされるものですので、補助金の申請が出る前に何かお約束していただくとか、そういったことは必要がないものと考えております。

○13番（籠山恵美子）

半分はなるほどと思うんですけど、半分は納得いかないというのは、そもそもほかの議員はどうか分かりませんが、私はこういう大学が誘致されて市もできる限り後方支援をしますと。私は、それはとても大事なことだと思っています。きちんとした文教施設としてあそこに存立するのであればいいことだなと思っていたんです。単純に違う施設が建ってあそこの宮城町辺りがに

ぎわうよりも、やはり文教施設ができるということはとてもいいことだな思っていたので、それがこの大学関連とはいっても、ただ法人が次これやりますと言うだけでオッケーということではないのかなという感じがします。文教関係の用途に使われるのであれば分かりますけれども、うやむやとした補助の仕方ではないのかなという感じがします。

それから森田部長の答弁ですけれども、整合するということですよ。企業版ふるさと納税関係でアクセス道路をつくるということがちゃんと資料に出ていまして、9,000万円ですよ。そのうち5,000万円は国庫補助というふうになっていますけれども、相当額の大きい企業からのふるさと納税の寄附金を差し上げるんですよ。目的に賛同して幾つかの企業はくださったわけですから、それはそのまま差し上げるということは何も違和感はないですけれども、ただ、更地になってしまう土地、そこに建てると財政的に苦しいから駅東の施設に入居しようということですよ。土地だけ買って、じゃあ土地買ったんだからいいのではないかな。それに整合するというふうに思いますかね。私は思わないです。目的にぴたっと合っているから企業も賛同して、学校ができたならあんな狭い道路では駄目だからもうちょっと拡張しよう、市民の方々に協力をいただいてやろうということで始まっている工事ですから。あの周辺の方、2件ほどお聞きしましたが、何かあつけに取られています。自分の家の玄関前の敷地まで削られて、あら、来ないのという感じですよ。まだそんなに詳しい情報は入っていないんだと思いますけれども、これ本当にいいですかね、市長。もうちょっと市民や私たち議会に納得のいくような説明をしていただきたいです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いいと思います。なぜかという、飛騨市にとっては寄附金を充てられるのが一番いいんです。つまり財源が出ていかないわけです。C o I U 設立基金にしてみると、寄附された財源が大学設立のほうに充てられますから、それは少しでも市に持ってもらったほうがいいということになりますよね。多分そういう問題なんだろうと思います。

ただ、先ほど部長の答弁もありましたように、この土地自体は大学の用地として使うということは何ら変えておられないわけでありまして、条例、規則、要綱、その中を見ると土地の関連するところに使うということは認められているというか、それを前提とした規定になっておるわけでありまして、例規上といいますか、法令上問題がなくて、しかも大学のために使われて飛騨市の負担としても実質負担がないということになれば、わざわざ何としても企業版ふるさと納税を充てないんだということを市と言う理由もないのではないかなと思うんです。なので、私自身は部長の答弁のとおり問題がないというふうに感じております。

○13番（籠山恵美子）

この大学設立はいい意味で市民の活性剤になればいいなと思っているんですけど、やっぱり厳正にやっていただきたいと思うのでいろいろ聞くんだけれども、最悪の場合も考えてしまうわけですよ。もし5年間の間にあそこが更地のままだったらこの飛騨市企業立地促進条例は使えませんよね。それはそれでいいです。ですけれども、この法人が「関連施設を造るんだからいいじゃないか。そのためにアクセス道路を造ってやるんだよ、いいじゃないか。」と言って造ったと

します。ですけれども5年間に何もできない、あるいは5年の間にもしかして転売された、別な用途にそこが使われたということになったら、この飛騨市の寄附金は大学設立のための寄附金ではなくて、例えばショッピングモールでもいいです。そのための取り付け道路に寄附したということになってしまいませんか。そういうことも考えますと、もっと慎重にご判断いただきたいなと思います。

△市長（都竹淳也）

確かに企業版ふるさと納税は事業が行われる段階で判断する格好になっているので、実はそれが何年後にできなかった場合にどうするかというところまでは今の運用の中で想定ができていないんです。それはなぜかという、企業版ふるさと納税の仕組みというよりも、飛騨市のルールとして想定してないので、そこは議員ご指摘のようなことを考える必要があるんだと思います。なので、これから後にそこについての対処、つまりそれは返還していただくのかどうなのか。あと寄附者のご意向というのがありますので、「いやいや、もうそれで十分ではないか。」という寄附者のご意向があるなら私はそれでいいと思いますし、「いやいや、幾ら大学関連とはいえ一定期間の中でできないんだったら、俺はそんなものに寄附したわけではない。」という方が多いのであればそれは考えないといけない。これは多分に寄附者の意向なので、そこどう整合をつけるかを考えるということだろうと思います。いずれしてもこれは税金ではなくて寄附金なので、企業版ふるさと納税という「税」という言葉が使われていますが、これは純然たる寄附金ですし、一般のふるさと納税も含めて、そのために寄附されたものはそのために使わなければいけないという条例を決めて向かっています。特に企業版ふるさと納税の場合は特定ができていますから、その辺りはまた伺いながら対処法を決めていくということになろうかと思います。

○13番（籠山恵美子）

私は飛騨市としてもいろいろ手を尽くして、本当に誠意をもって後方支援をしてくださるということ認識しておりますので、私は飛騨市が企業側にだまされたらかわいそうだと思うんですよ。例えば、あそこは撤退しました。ここに建物は建てません。ほかの民間が建てる中に入ります。ひどい言葉を言うかもしれないですけど、潜り込みます。そこで大学をやります。それでもいいですよ、どうぞ寄附もらってくださいって、私は飛騨市がかわいそうだと思うんですよ。そんな人のいいことでは駄目だと思うんです。市民の税金ではなくても、企業の方々が法人の理念に賛同して、大学設立のためにくださっている寄附なので本当に心配してしまうんです。

例えば、駅東に大学が行ったとして、森田企画部長は120人ぐらいだからそう流れは変わりませんよとおっしゃいましたけど、いやいや、そうではないと思いますよ。そのほかにあそこをもっといろいろ開発するんでしょう。人の流れということでも、私はいつも病院に通うときに通るので分かるんですけど、古川小学校や飛騨吉城特別支援学校の裏手の踏切側の交差点、このかわいは本当に車の量が今でも多いです。最近でも直進の車と一時停止の車が、踏切が上がった、さあ行けってぶつかりそうになっていましたよ。そんなことはしょっちゅうなんです。そういう交差点です。そういうところで、これからもっと人の流れが、車の流れが駅東開発で増えてきたら、登下校の子供たちの安全はどう市として確保するのだろうか、教育委員会としてどうするのだろうか、このことが大変心配です。

それから、市民生活への影響を考えたときに、市の環境基本条例に基づく環境アセスメントを

事業者など関係法人に義務づけること、これは大変重要だと私は思っています。環境基本条例の理念というのは、豊かで快適な環境の保全であります。そしてその中には市の責務、市民の責務、事業者の責務、これが明確に示されています。あそこに大学が移動すると言った以上、そしてあそこでさらに大きな開発がされる予定である以上、市は事業者に向けて環境アセスメント、これをきちんとやってもらうということを義務づけて、それをきちんと伝えることが大事だと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求め。

□企画部長（森田雄一郎）

前段にご質問いただきました子供たちの安全の確保だとかは、私どもも課題になり得て考えております。したがって、教育委員会ですとか学校関係、警察等々と協議をしながら安全対策をきちんと進めていく必要があるかと考えております。

環境基本条例関係のことをご質問いただきましたけれども、そこはきちんと法令にのっとって整備を進めていただけるように事業者のほうにお話をしていきたいと考えております。

○13番（籠山恵美子）

環境アセスメントは本当に大事ですので、お願いしたいと思います。もちろんスケートボードではありませんけれども、車の騒音、いろいろな要素が環境を害するものとしてありますので、駅東周辺の環境アセスメントをしっかりとやっていただきたいと思います。大学誘致と駅東開発は連動しています。飛騨市の、特に古川町の町並みを変えることになるかもしれません。弐之町、壱之町、あの辺もそうです。そのときに次世代に継承する生活環境はよりよくなるのか、あるいは環境も風紀も乱れていくのか、ここはやはり環境基本条例の理念に基づく環境アセスメントをどう実践していくのかだと思いますので、ぜひ市の尽力をお願いして3つ目に移ります。

3つ目、飛騨市の食と農を結ぶ取り組みについて伺います。

今年度から種を蒔くプロジェクトとして、新たに有機農業や自然農業オーガニックの推進を具体化している飛騨市ですが、順調に進んでいるのでしょうか。有機農業の内需拡大と販路拡大に最も適しているのが学校給食です。先進地の事例を見ると、今や学校での食育は「食農育」とまで称されています。それほど食と農が密接なのです。飛騨市も早くそうなってほしいと願います。農業と学校給食を連携・推進することは、飛騨市の自然環境をさらに豊かにすることにつながります。同時に、市の経済を第1次産業によって独自に発展させることにつながるだろうと思います。そこで市の考えを伺います。

1つ目、農林部と教育委員会の食材連携は取れているかお聞きしたいと思います。オーガニック米や野菜をなりわいとして頑張る生産者と、その食材を積極的に給食に活用する学校が目的意識を共有してこそオーガニック給食が広がっていくものと考えます。農林部のプロジェクトと教育委員会のオーガニック給食、ふるさと学校給食の食材連携は取れているのでしょうか。伺います。

2つ目に、学校栄養士に市のオーガニック推進方針は伝わっているか伺います。献立や調理現場を采配する学校栄養士に飛騨市のオーガニック推進の方針はきちんと伝えられているのでしょうか。現場現場では多少なりともトラブルがあったりして、私のところにも相談が入ってきた

りしております。ぜひこのことについて市が今どようになっているのかお聞きしたいと思ひます。

3つ目に、有機食材を給食に活用する際の課題解決に誰が責任を持って取り組んでいくのかお聞きします。有機野菜を食材として活用する際の課題、難題はこれまでも繰り返ひ言われております。例えば、「虫が混入してその処理が大変。」、「野菜の泥落としに手間がかかる。」、「調理員の負担が増える。」、「有機食材は高いので、給食費の値上げにつながる。」、「有機食材は供給量が少ないので、安定的に確保できない。」、「慣行農産物でも農薬取締法を守っているので安全。」、「有機給食は必要ない。」、「公共での調達で有機農家だけを優遇することは適切ではない。」などなどです。その解決策を誰がどこまで検討して克服されているのか伺ひたいと思ひます。あるいは、今後それらの壁をどう乗り越えていくのか、行政の腕の見せどころだと思ひます。市長のお知り合ひの市長がいらっしやる千葉県いすみ市、ここはずっとこひいうような不満の声や有機農産物に対して否定的な声はずっと聞こえていたそうです。今それを徹底してやって3年から5年ぐらひだと思ひますけれども、仕組みをつくって克服してまいりましたといふことがいろいろなところで聞かれます。また、本にも書いてあります。こひいうことをぜひ飛驒市でもやっていただきたいと思ひます。

4つ目に、食農育の情報を共有する連携会議が必要ではないか。こひことを伺ひます。食と農を結ぶ取り組みは行政機構の縦割りを外し、何より子供たちによりよいものをとの強い連携の仕組みがあってこそ成功し、持続可能になると考えます。有機農業就農者と学校栄養士、給食センターの調理員など関係者が食農育の意識を常に共有し合ひ連携会議のような仕組みをつくる必要があるのではないでしうか。市の考えを伺ひたいと思ひます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の農林部と教育委員会の食材連携と、4点目の連携会議については関連がありますので、一括でお答えします。

飛驒市内で生産される食材を使用し、地元の食材に誇りを持ってもらおうと始まった「ふるさと給食」は、これまで市内小中学校だけで実施していましたが、昨年度からは実施範囲を全保育園まで広げたほか、農薬・化学肥料不使用の食材に置き換えた「オーガニック給食」についても初の取り組みとして実施しました。これらの食材調達については、保育園及び学校給食センターと市内農家とのつなぎ役を農林部食のまちづくり推進課が行ひ、献立や必要数、納品などの受け入れの調整を教育総務課が担っており、食材調達から給食が出来上がるまでを円滑に進めるため、既に定期的な連携会議を通して共有を図っているところです。また、こひ連携会議には農林部食のまちづくり推進課と教育総務課に加え、子育て応援課や各保育園及び給食センターの栄養士を含めた体制としており、こひ会議を通してふるさと給食の方向性や、食の大切さ、農業への理解を深めるための方策を検討していくなど、関係者が共通認識を持つ場として開催しております。

2点目のオーガニック推進方針についてお答えします。

今年度から始まった有機農業推進事業「種を蒔くプロジェクト」は、新たに有機農業を目指す人材の確保や育成を支援し、販路の確保や市民への認知度を高める取り組みなどを盛り込んだ事業であり、農薬・化学肥料不使用の食材に置き換えたオーガニック給食の提供についても本事業の一環として実施するものです。こうした中、本事業を進めていくに当たり、行政と給食センター双方が共通の認識を持つため、定期的な連携会議において本事業の内容の共有や意見交換の場をつくっているほか、今年度は生産者が給食センターを訪れ、衛生面の取り組み状況を知っていただく見学会を予定しているなど、生産者側と調理場側の相互理解を深めるための取り組みにも注力しています。また、生産者に対する理解を深めるため、栄養士を対象にした圃場見学会も本年8月に実施する予定としております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは、3点目の有機食材を給食に活用する際の課題についてお答えいたします。

まず有機食材を給食に活用する際の課題として、1つ目は有機農業生産者及び生産物が限定的であるために、全ての給食に活用できるほどの量を一度に確保できないこと。2つ目、有機農産物であるがゆえに虫などの異物混入の割合が高くなってしまうこと。3つ目が有機農産物の価格が一般の農産物と比較して高額であることがあげられます。

1点目については、有機農産物が少量でも対応できる河合給食センターや山之村調理場のほか、自園給食を行っている保育園で有機農産物の食材利用に対応しているところでございます。トマトについては、比較的生産量が多い有機食材であるため、食のまちづくり推進課が給食に提供できる生産者を取りまとめ、一定量確保することで市内全ての小中学校、保育園で活用できるように対応した実績がございます。年に1回程度であればこのような調整により食材の提供が可能となりますが、回数を増やすとなると、更なる量の確保が必要となり、そのためには有機農業生産者数を増やす必要があると考えております。

2つ目の虫などの異物混入については、給食センターとして最も神経を強いられる大きな課題であります。限られた調理時間の中で、目を凝らして何度も繰り返し野菜を洗うことが必要になることから作業量が大幅に増えることとなります。そのため、給食センターで行っている異物混入を防ぐための取り組みやその労力を生産者の方々に見学してもらう機会を設け、相互の理解と課題の共有化を図ることを計画しております。

このように有機食材を給食の食材に活用する際の課題の克服は、誰かが一人責任を持って解決するということではなく、生産者をはじめ給食センターや学校栄養職員、あるいは保育園栄養士と行政側、食のまちづくり推進課であったり、子育て応援課並びに当教育委員会でございますが、それらが連携し、相互協力のもとで課題に則した対応を取っているところでございます。今後も市内の農産物を給食に提供するという目的をそれぞれが共有し、連携・模索を深めてまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

今、教育委員会事務局長がおっしゃったような、同じような課題、壁がありますよね。それを克服するために何が必要だと思いますか。これを克服して、そのための仕組みをつくって成功している自治体は今たくさん増えています。飛騨市の場合は、まず何からやりますか。例えば虫の問題、泥の問題、この辺りはいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

先ほど農林部長からも答弁がありましたが、やはり連携が大事かと思います。課題はそれぞれ持っている立場が違いますので、例えば定期的な連携会議を持ちながら生産者、あるいはそれぞれのところの課題を語り合う、そしてそれをいかに解決していくかということが大事ではないかなというふうに思います。先ほど私最後のほうで「いろいろな課題に都度即した解決を模索する。」というのは、まさにそういう意味でありまして、まずは立場が違うそれぞれの代表といいますか、窓口といいますか、そういった方が連携していくことが大事だと思っています。

◎議長（井端浩二）

籠山議員、質問時間を30分超えるようなので、速やかに終了をお願いします。

○13番（籠山恵美子）

もちろん時間内でやります。

連携を密にやったださっていることを確認できてよかったです。ぜひこれからも子供の学校給食のためにご尽力をお願いして、質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕